

## 【Q&A】高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業

令和4年5月18日作成

| 区分       | No. | 質問                                                          | 回答                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------|-----|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金について  | 1   | この補助金の目的について教えてください。                                        | 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化リスクが高い高齢者を介護する施設において、感染症対策を迅速かつ適切に講じることにより、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えられるよう支援することを目的としています。                                                                                                                           |
|          | 2   | 補助対象施設について教えてください。                                          | 以下の施設が補助対象となります。<br>・介護老人福祉施設（定員29名以下は除く。）<br>・介護老人保健施設<br>・介護医療院<br>・介護老人ホーム<br>・介護療養型医療施設<br>・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）（定員29名以下の介護専用型特定施設は除く。）<br>・サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護）（定員29名以下の介護専用型特定施設は除く。）<br>・軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護）（定員29名以下の介護専用型特定施設は除く。） |
|          | 3   | 住宅型有料老人ホームですが、補助対象になりますか。                                   | 住宅型有料老人ホームは、補助対象外です。                                                                                                                                                                                                                              |
|          | 4   | 定員29名以下の介護付き有料老人ホームですが、補助対象になりますか。                          | 定員29名以下の介護専用型有料老人ホームは、補助対象外です。<br>定員29名以下の混合型有料老人ホームは、補助対象となります。                                                                                                                                                                                  |
|          | 5   | 介護付き有料老人ホームと住宅型有料老人ホームが同一建物内にある場合、どのように申請をすればいいのでしょうか。      | 介護付き有料老人ホームで発生した費用のみが補助対象となりますので、経費を適切に按分して、介護付き有料老人ホーム分のみを本事業に申請してください。<br>なお、職員の皆様の検査につきましては、原則として「集中的検査（都からのキット送付）」でご対応いただいております。<br>ただし、No.10の回答に記載されたア及びイのいずれにも該当する場合、両施設の兼務職員に対する検査費用で、介護付き有料老人ホームとして要した経費については補助対象となります。                   |
|          | 6   | 本事業を活用して、新型コロナウイルス感染症の検査を実施しなければいけないのでしょうか。                 | 検査の実施のほか、無症状者への検査（自主検査）を実施するかしないか、実施する場合の対象者や方法は、各施設で検討してください。<br>なお、職員の皆様の検査につきましては、原則として「集中的検査（都からのキット送付）」でご対応いただいております。                                                                                                                        |
|          | 7   | 本事業は、公設民営の指定管理施設も対象となるのでしょうか。                               | 対象となります。<br>事業の実施や補助申請に当たっては、必要に応じて、施設の設置者である区市町村と調整されるようお願いします。                                                                                                                                                                                  |
| 補助対象について | 8   | 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する場合、補助対象となるのはPCR検査のみでしょうか。抗原検査は対象外でしょうか。 | 本事業は、抗原検査につきましても補助対象となります。<br>なお、抗原検査キット購入による検査費用も補助対象となります。<br>どの検査を実施するかは、各施設の検査目的等に応じてご検討ください。                                                                                                                                                 |
|          | 9   | 都の協力事業者以外の検査機関で検査を受けた場合、本事業の対象となりますか。                       | 対象となります。<br>各施設において医療機関や検査機関と契約して実施していただきます。（※複数の医療機関や検査機関を利用することも可）契約を締結されて実施されても契約されずに利用されても可能です。契約されない場合は施設が検査費用を負担し、それを公的に証明できる学証書類がある場合に対象となります。<br>なお、学証書類は、申請時の提出は不要ですが、施設で保管していただく必要があります。                                                |
|          | 10  | 職員に対するPCR検査等費用は対象外でしょうか。                                    | 職員に対する検査は、原則として「集中的検査（都からのキット送付）」でご対応いただいております。<br>ただし、次のア及びイのいずれにも該当する場合には、本事業の対象となります。<br>ア 行政検査や「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の対象とならないこと<br>イ 施設で陽性者が発生し、自費検査を緊急的に実施する必要が生じるなど、キット送付では対応できない場合であること                         |

## 【Ｑ＆Ａ】高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業

令和４年５月１８日作成

| 区分         | No. | 質問                                                                       | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|-----|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 検査について     | 11  | 新型コロナウイルス感染症の検査の対象者は、どのように選定したらいでしょうか。                                   | 無症状者への検査（自主検査）を実施するかしないか、実施する場合の対象者や方法は、各施設でご検討ください。<br>（対象者の例）・新規入所者や病院からの退院者等<br>※ 保健所では、自主検査に関する問合せに対応できませんのでご注意ください。                                                                                                                                                                                                                       |
|            | 12  | 検査の種類は、PCR検査や抗原定量検査がありますが、どのように選定したらいのでしょうか。                             | 検査の特徴や精度を理解の上、医師や検査機関の指示・説明をよく踏まえて実施してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|            | 13  | 検査の結果、陽性者が出た場合、どのようにしたらいのでしょうか。                                          | 検査を行った医師（配置医師、協力医療機関医師など）が保健所に届出を提出し、保健所の指示を待ちます。<br>次に、保険者や都をはじめ関係各所に連絡をします。そして、保健所からの具体的な指示があるまで、各施設で定めたマニュアル等に従い対応してください。<br>なお、あらかじめ陽性者が発生した場合に備え、施設における連絡体制や役割分担、人員の確保策、入所者の隔離・介護・搬送方法など必要と思われる事項を検討した上で、当該事業をご活用ください。                                                                                                                    |
|            | 14  | 補助対象となる職員の範囲はどこまでですか。業務委託先の職員は対象となりますか。                                  | 職員の皆様の検査につきましては、原則として「集中的検査（都からのキット送付）」で対応いただいております。<br>No.10の回答に記載されたア及びイのいずれにも該当する場合、補助対象となる職員の範囲は、下記のとおりとなります。<br>・職員の範囲は、施設において、継続して提供することが必要な業務に従事する者を想定しています。清掃や調理などの業務受託者も、施設において検査が必要と判断する場合には補助対象とします。<br>・本事業の対象施設の感染対策に必要である場合には、対象施設と同一建物内に併設する介護保険サービス（介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センター等を含む。）の職員等に対するPCR等検査の費用についても、対象施設の経費として補助対象とします。 |
|            | 15  | 検査を実施する場合、陽性者だけでなく、濃厚接触者への対応も予め検討しておく必要がありますが、濃厚接触者の範囲はどのように考えたらよいでしょうか。 | 実際に、濃厚接触に当たるかどうかの判断は保健所が行いますが、その基準は、距離の近さと時間の長さになります。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。<br>施設におかれては、休息時間を含めて感染対策を徹底するとともに、出勤やケアの記録を適切に行い、万一の事態に備えておくことが大切です。                                                                                                                                         |
|            | 16  | 入所者に対して、定期的にPCR検査を行うことは可能でしょうか。また、検査回数に上限はあるのでしょうか。                      | PCR検査等の頻度や回数については、特に制限はありませんので、各施設の検査目的等に応じてご検討ください。<br>ただし、本事業には、施設の定員に応じた補助基準額を設定しています。<br>なお、職員の皆様の検査につきましては、原則として「集中的検査（都からのキット送付）」で対応いただいております。                                                                                                                                                                                           |
|            | 17  | 施設において、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した。そのため本事業を活用し、入所者にPCR検査を行いたいが、対象となりますか。       | 施設において、陽性者が発生したことに伴い実施する自主検査も対象となります。<br>なお、職員の皆様の検査につきましては、原則として「集中的検査（都からのキット送付）」で対応いただいております。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 提出（手続）について | 18  | 申請は施設単位ですか。あるいは法人単位ですか。                                                  | 施設単位で申請してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|            | 19  | 印鑑証明書の発行年月日の指定はありますか。                                                    | 令和４年４月１日以降に取得した印鑑証明書を提出してください。<br>ただし、印鑑や記載事項等に変更があった場合は、変更後に取得したものを提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | 20  | 1法人で複数施設申請する場合、印鑑証明書及び口座振替依頼書は複数施設分の原本が必要となりますでしょうか。                     | 印鑑証明書は原本１部と写しを提出してください。<br>支払金口座振替依頼書は全施設分原本を提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|            | 21  | PCR等検査に伴う領収書の提出は必要でしょうか。                                                 | 領収書等の証書類は、申請時の提出は不要ですが、施設で保管していただく必要があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |